

平成26年(ラ)第94号 裁判官忌避申立却下決定に対する即時抗告事件

(原審・宮崎地方裁判所平成26年(モ)第88号)

決 定

宮崎県延岡市北川町長井4940

抗 告 人 岩 崎 信

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

第1 本件抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 申立費用は裁判所の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、抗告人が、宮崎地方裁判所延岡支部平成25年(ワ)第137号表現の自由及び参政権侵害事件について、裁判官塚原聡の忌避を申し立てたところ、原審がこれを却下する原決定をしたことから、原決定を不服として、抗告人が即時抗告をした事案である。
- 2 抗告の理由は、別紙「抗告理由書」に記載のとおりである。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も裁判官塚原聡に対する忌避申立ては理由がないものと判断する。その理由は、原決定1頁17行目ないし2頁2行目説示のとおりであるから、これを引用する。なお、抗告人は、原審は、法律に従って判決裁判所を構成しなかったと主張するが、その理由とするところは、原審が、裁判所法及び民事訴訟法に従って構成されていないことを指摘するものではないから失当である。
- 2 よって、裁判官塚原聡の忌避申立てを却下した原決定は相当であり、本件抗告は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり決定する。

平成26年12月15日

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判長裁判官 佐 藤 明

裁判官 三 井 教 匡

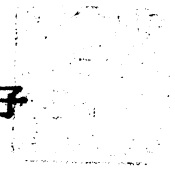
裁判官 下 馬 場 直 志

これは正本である。

平成26年12月16日

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判所書記官 勝 田 裕 子



別紙

平成 26 年 11 月 26 日

平成 26 年 (モ) 第 88 号 裁判官に対する忌避の申立事件

福岡高等裁判所宮崎支部 御中



抗告理由書

抗告人 岩崎 信

抗告の理由

- 1. 法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと。
判決裁判所は独立裁判官によって構成されなければならないが、独立を侵されている裁判官によって構成されていた。
憲法 76 条 3 項、22 条 (居住移転職業選択の自由)、99 条 (裁判官の憲法擁護義務)、12 条 (自由権理保持義務)、31 条、32 条、市民的政治的権理国際規約第 14 条、裁判所法第 48 条に適合しない裁判所の構成である。
原審の決定に関与した裁判官は、憲法と法律以外の圧力に従って、およそ 3 年毎の定期的な強制移住を伴う転所、転任、転業、法務省への出向等を繰り返した経歴を有しており、裁判官としての良心の独立を侵されている。
基本的自由権を剥奪されている判事のみによって構成される裁判所には、国民の自由を護る裁判をすることは不可能である。
- 2. 理由に食い違いがある。理由齟齬である。憲法 76 条 3 項違反である。

申立人の主張は、いずれも基本事件の訴訟進行等に対する主観的な不満を述べるものにすぎず、塚原裁判官について裁判の公正を妨げるべき客観的な事情を指摘するものとはいえない。

原審では、「主観的な不満を述べるものにすぎず」とあるが、客観的な事実を示し、その事実を客観的に見て不衡平であるならば、裁判の公正を妨げるべき客観的な事情があるといえるものである。主観的な不満ではない。

原審は主観的と客観的を取り違えている。適用を誤っている。理由齟齬である。
原審は当初から予断と偏見を持って申立を棄却せんがために、客観的事実を主観とみなし、客観的事実についての不公平性の評価を倒錯させている。
判事が憲法と法律以外の権威によって拘束されているのは、憲法 76 条 3 項違反である。

憲法第 76 条 3 項 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

客観的、主観的について、辞書の定義を引用する。

デジタル人辞泉の解説
きゃっかん-てき [キヤクワン-] 【客観的】 [形動]
1 主観または主体を離れて独立に存在するさま。⇔主観的。

2 特定の立場にとらわれず、物事を見たり考えたりするさま。「一な意見」「一に描写する」⇔主観的。
大辞林 第三版の解説
きゃつかんてき【客観的】(形動)
個々の主観の恣意(しい)を離れて、普遍妥当性をもっているさま。⇨主観的

デジタル大辞泉の解説
しゅかんてき【主観的】 [形動]
1 表象・判断が、個々の人間や、人間間の心理的性質に依存しているさま。⇨客観的。
2 自分ひとりのものの見方・感じ方によっているさま。「一な考え」⇨客観的。
大辞林 第三版の解説
しゅかんてき【主観的】(形動)
主観に基づくさま。また、自分だけの見方にとらわれているさま。⇨客観的「一な判断」

3.

少なくとも塚原裁判官において基本事件を進行させるに当たり、その裁量の範囲を超えて、基本事件における被告の利益を殊更に追求し、偏頗な進行を行っているなどという申立人の論難は当たらない。

とあるが、憲法 32 条、31 条、14 条、21 条、民訴法 139 条及び民訴規則 60 条、民訴法 2 条、市民的・政治的権理国際規約 14 条、裁判の迅速化に関する法律第 1 条、2 条、6 条、民法 1 条 2 項信義則、民訴法第 160 条 2 項、等の法律の規定に違反する訴訟進行を行っているのであるから、裁量の範囲を超えているものである。
被告の利益を殊更に追求し、偏頗な進行を行っている。
悪を匿い、正義の実現を妨げている。

4. 憲法 32 条に適合しない。公正裁判請求権が侵害されている。
忌避申立書の申立の理由中に述べられたような、不公平な事情があることは、公正裁判請求権の侵害である。不公平な事情があるにもかかわらず、忌避請求を却下することは、公正裁判請求権の侵害である。
5. 憲法 31 条に適合しない。適正手続裁判請求権が侵害されている。
忌避申立書の申立の理由中に述べられたような、不公平な事情があることは、適正手続裁判請求権の侵害である。不公平な事情があるにもかかわらず、忌避請求を却下することは、適正手続裁判請求権の侵害である。
6. 憲法 14 条に適合しない。平等保護権が侵害されている。
忌避申立書の申立の理由中に述べられたような、不公平な事情があることは、平等保護権の侵害である。不公平な事情があるにもかかわらず、忌避請求を却下することは、平等保護権の侵害である。
7. 平成 26 年 9 月 28 日付忌避申立書の申し立ての理由を全て引用する。抗告審での裁判を求める。
憲法 32 条、31 条、14 条、21 条(弁論の自由)に適合するかしないかについて、抗告審での裁判を求める。

以上